

助成団体の皆様へ

本書は、今後のお手続きについて、
助成開始前から事業終了後・報告書提出までの注意事項
が書かれています。
必ずご確認ください。

(1)概算払いの手続き 提出期日：令和4年7月14日	1ページ
(2)実績報告書の提出について	1ページ
(3)事業実施に際してのお願い	2、3ページ
(4)助成事業の事業計画を変更・中止・廃止する場合	3ページ
県社協ホームページアクセス方法	
提出書類チェックシート	

★ 今後の手続きの流れ

助成金交付決定通知書（本書）受領



概算払い請求書（送金口座の通知）の提出 ……1ページをご覧ください



助成金送金



事業の実施～完了 ……2、3ページをご覧ください



事業完了後、実績報告書の提出 ……1ページをご覧ください



助成金交付確定通知 受領

<提出・連絡先> 〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70

静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 地域福祉課（増井・鈴木）

TEL:054-254-5224 FAX:054-251-7508

メールアドレス：chiiki@shizuoka-wel.jp

☆実績報告書等の提出書類の様式データが必要な場合は、
静岡県社会福祉協議会のホームページからダウンロードしてください。

(1) 概算払いのお手続き（助成金の振込手続き）

下記書類を 令和4年7月14日（木） までにご提出ください。（消印有効）

① 概算払請求書（様式第7号）※様式データは、県社協のHPからダウンロード可。

② 通帳のコピー

振込先《支店、口座番号、口座名義（フリガナ）》が分かる部分をコピーしてください。

※ <なお、振込は7月末日に行う予定です。>

(2) 実績報告書の提出について

① 提出期限：事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年4月10日

のいずれか早い日までに提出してください。

貴グループの実績報告書提出期日（計算確認表）					
事業完了日：	月	日	+ 30日	= 月 日	提出期限は 早い日付の方
令和5年4月10日					

実績報告書が期日までにご提出いただけない場合は、助成全額返金となる場合があります。

② 提出書類

① 実績報告書（様式第5号）

② 収支決算額内訳書（様式第2号）

③ 事業実績報告書（様式第3号）

④ 添付書類

●領収書のコピー（必ず添付してください）

●成果物（事業のチラシや冊子等）

●写真等（事業当日の様子を撮影したもの、助成金で購入した備品等、ふれあい基金シールを貼り付けた購入品 等）

⑤ 提出書類チェックシート

<領収書の提出上の注意>

・領収書は、支出の区分ごとにまとめて貼り、コピーをご提出ください。

・日付や金額が不鮮明もしくは一部が欠けているものはないか、領収書全体が鮮明にコピーされているか、提出前に確認をお願いします。

(3) 事業実施に際してのお願い

① 「静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱」および「各事業実施要領」を必ず確認し、厳守してください。

② 下記のような場合には、助成を受けていることを必ず明記してください。

- 例1) 助成事業の内容を新聞やメディア等に発表する場合。
- 例2) 募集告知(チラシなどの印刷物、ホームページ等)
- 例3) 報告書を発行する場合や成果物がある場合。
- 例4) その他、外部へ広報する場合。

< 明記の例 >

「静岡県社会福祉協議会 ふれあい基金助成事業」

「この事業は静岡県社会福祉協議会 ふれあい基金助成金を受けています」

「この事業は静岡県社会福祉協議会 ふれあい基金助成金により実施しています」

③ 助成金により購入した資機材には、ふれあい基金シールを貼付してください。

※「ふれあい基金シール」は、決定通知に同封して発送しています。
不足する場合は、県社会福祉協議会地域福祉課 054-254-5224 へご連絡ください。

④ 助成対象経費の支払いの際は、必ず領収書またはレシートを受領してください。

< 領収書・レシート発行時の注意 >

- ・支払方法は現金・銀行振込・代金引換で行ってください。(キャッシュレス決済は不可)
- ・助成対象経費と対象外の購入物品を分けて領収書・レシートの発行をしてください。
- ・領収書・レシートには必ず「貴グループ名」を記入していただくようにしてください。
- ・購入内容が明確に分かるように、明細(納品書や見積書、レシート記載内容など)を添付してください。(※但し書「品代」では詳細が分からないので、不可です。)
- ・発行者(社)の欄には、必ず「住所」「社名・団体名・氏名」を記入していただくようにしてください。
- ・有効な領収書の日付は、令和4年6月14日～令和5年3月31日です。
- ・5万円以上の領収書には「印紙」が必要です。

※領収書が不足、記載内容に不備がある場合、助成金を返金いただく場合もありますので、ご注意ください。

⑤ 助成対象外経費について

謝金・旅費交通費は、団体内の職員、スタッフに対するものは対象外経費です。

消耗品費は、助成事業のみに係る用紙、封筒、文房具購入などに必要な経費、外部から招いた講師・公演者に対する昼食代及び飲料代です。団体内の職員、スタッフに対するものは対象外経費です。

酒類の購入、スタッフ打合せ・反省会で利用した居酒屋、ファミリーレストラン等の利用は、本助成金の対象とはなりません。

(4) 助成事業の事業計画を変更、中止、廃止する場合

早急に本会へご連絡ください。054-254-5224 必要な手続きをお伝えします。

※ 静岡県社会福祉協議会ふれあい基金助成金交付要綱 4-(1) および (2)

< 報告が必要な変更内容の例 >

①実施事業内容の変更

②日程の変更

③購入予定物品の金額が10万円以下から10万円以上に増額、
購入予定額が10万円以上の場合は15%増減になる場合。

④先駆的助成事業を受けている団体に当たっては、申請の際、様式第2号
「収支予定額内訳書」に記載した経費区分や規模に15%以上の変更
(増減)がある場合

なお、場合によっては、返金いただくこともありますので、ご了承ください。

【静岡県社会福祉協議会 ふれあい基金 ホームページ アクセス方法】

静岡県社会福祉協議会ホームページ トップ画面



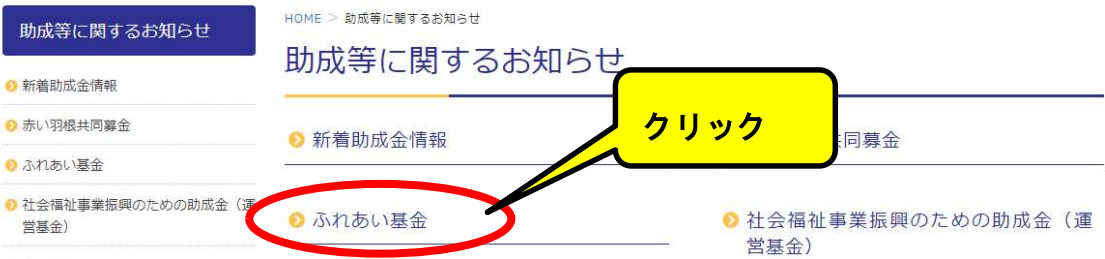
【お知らせ】令和3年度地域共生推進フォーラムの動画公開につきまして

- 全て
- イベント
- 研修
- 助成金・寄贈
- 他団体からのお知らせ
- その他

- 2022年06月17日 公益財団法人つなぐいのち基金 助成金のご案内
- 2022年06月16日 【参加者募集】令和4年度 福祉のしごと学び体験ツアー
- 2022年06月15日 令和4年度静岡DWAT登録員養成研修（6期生フォローアップ）について
- 2022年06月15日 ○令和4年度ふれあい基金助成事業の内示を受けた皆さまへ
- 2022年06月15日 参加募集(無料)：7/22「福祉機器を用いた腰痛対策・環境整備WEBセミナー ～職場定額制～」
- 2022年06月14日 清水育英会・中井 学習と生活を一緒に
- 2022年06月13日 社会福祉法人・協会の活動
- 2022年06月09日 令和4年度 福祉のまちづくり絵画コンクール 作品募集

クリック

「助成等に関するお知らせ」が表示されていない場合ここ(↓)をクリックしていく



クリック

提出書類チェックシート

《以下の項目について、提出前に必ず確認し、右の口にチェックをしてください》
こちらの用紙も、事業実績報告書と一緒に、必ずご提出ください。

1 提出期日（ 月 日）以内に報告できていますか。	<input type="checkbox"/>
2 提出書類は揃っていますか。	<input type="checkbox"/>
① 実績報告書（様式第5号）	
・住所、団体名、代表者名、印鑑は、申請書「様式第1号」に記入・押印したものと相違ないですか。	<input type="checkbox"/>
・日付は、提出期限内ですか。	<input type="checkbox"/>
② 収支決算額内訳書（様式第2号）	
・合計額は、助成決定金額を満たしていますか。	<input type="checkbox"/>
・各区分の金額を満たす領収書(コピー)が全て揃っていますか。	<input type="checkbox"/>
③ 事業実績報告書（様式第3号）	
・実施日、場所、実績結果、参加人数、効果や感想等を記入していますか	<input type="checkbox"/>
●領収書のコピー	<input type="checkbox"/>
・領収書の宛名は、すべて貴団体名が記入されていますか。	<input type="checkbox"/>
・日付は令和4年6月14日以降、令和5年3月31日までのものですか。	<input type="checkbox"/>
・キャッシュレス決済で支払った領収書を含んでいませんか。(対象外)	<input type="checkbox"/>
●成果物（事業のチラシや冊子等）はありますか。	<input type="checkbox"/>
●写真等（事業当日の様子、助成金で購入した備品等）はありますか。	<input type="checkbox"/>

切り取り線

団体名 _____ 確認者名 _____ 電話番号 _____ - _____

★助成金額が30万円超の場合、経費の規模又は経費区分（区分の額が10万円を超えない場合は除く。）の構成を15%以上変更すると、変更申請（様式第4号、2号、3号）の提出が必要になります。変更が必要な場合は、書類提出前に県社協事務局まで御連絡ください。